

第1章 自治大学校の設立

第1節 自治大学校設立の気運

1. 中央研修機関設置の胎動

新憲法の制定によって、地方自治が保障され、「地方自治の本旨」に基づく新地方自治制度が確立された。新地方自治制度は、あらゆる面において従来の地方自治制度に対して、抜本的な改革を行ない、地方行政の民主的、能率的な運営を図ることとなったのであるが、その中の重要なものの一つとして、地方行政の運営を直接担う地方公共団体の職員の質的向上が要請されたのである。ここにおいて、地方公共団体の職員を対象とする研修の必要性が強調され、その施設として研修機関を早急に整備することが痛感されることとなったのである。

地方公務員を対象とする中央研修機関の設立について具体的に計画が進められたのは、新地方自治制度が確立される直前の昭和21年であった。当時内務省地方局においては、中央に「自治研修院」を、各ブロックにそれぞれ「研修所」を設けることを計画し、その実現を図った。当初はかなり実現の見込みがあったが、内務省解体等の行政組織の重大な変革が行われたため具体化するにいたらず、結局当時制定を予定されていた地方公務員法の成立をみた上でということによって実現しなかった。

一方、この間、各地方公共団体特に都道府県においては、地方自治行政強化の必要から独自で研修機関を設置し、または設置を検討していた。しかしながらこれらの研修機関は、人的、物的な面による制約のため、その研修の内容がまちまちであり、満足すべきものではなかった。特に高度の研修については、講師難及び施設の貧弱のため、十分な効果をあげることができず、何らかの対策が待たれたのであった。各地方公共団体は、この対策として、中央に高度の研修機関を置くことを切望し、中央研修機関の設置の動きを積極的に支持したのであった。

このような中央研修機関の設置が待望されていたころ、懸案の地方公務員法の制定が日程にのぼり、昭和25年第9回国会において提案をみることになった。そしてその審議の過程において中央研修機関の役を担う自治大学の設置の論議が行なわれたのである。すなわち藤田議員が「自治に携わる公務員の研修に関して何か具体的な構想はないか」と質問したのに対して、ときの岡野地方自治庁長官は、「……この新自治行政というものを新憲法のとおりやって行きますためには、今までいられる地方公務員の方の再教育をして行かねばならぬ。こういうことが第一、また新しく行政に携わらんとする地方公務員に対して、ほんとうの意味の近代化したところの自治行政をする人を養成しなければならぬ。こういうようなことも考えられるわけでございます。私の構想といたしましては、まずとりあえず研修をやるということもうたってございますが、もう一步前進いたしまして、できるならば自治大学というような機関を創設いたしまして、全国地方公務員に対して、立派な公務員になっていただける教育をして行きたい。……その自治大学の構想といたしましては、無論ただいま自治庁においていろいろ起案をしましたことがございますが、これを概括して申し上げますれば、自治大学をつかって、一面古い吏員の再教育をする機関並びに新しく地方公務員となって地方行政に献身的努力をするという人を教育する。こういうこともございますし、またその機関の大学の中にいろいろ施設を設けて、世界各国の知識をとり入れまして自治研究を進めて行く、また地方の公共団体がいろいろの施策をしたり、またいろいろな立案をする、そういうようなことがございます場合に、それに相談に応じて参考のいろいろな意見なり立案なりをしてやろう、こういうこともございますし、また自治団体がお互いに相連絡するように自治会館をつくりまして協議するような方法もとりますし、また図書館をつくるとか、……もう一つは、もしできますならば、単に日本内地において再教育するばかりでなく、地方公務員の自治大学を卒業いたしました優秀なる者を世界各国に派遣しまして、外国の知識も与えてやる。こういうことにしたい。……」（昭和25年12月5日衆議院地方行政委員会）と述べており、またときの小野政務次官も「地方自治が強化されるに伴いましてその仕事もふえ、かつ、責任も重くなって参りますことは、申し上げ

るまでもないのでございますが、何と申しましても、運営に必要な当該職員が良いものになる、よいものに育て上げることがぜひ必要であろうと存じます。……いよいよ新しい地方自治が確立されるようとする今日におきましては、ぜひ少なくとも地方自治の職員の養成のために、最も望ましい、かつ、最高の機関として、自治大学というふうなものをつくることによりまして、一層地方自治の健全な運営に役立たしめるように、職員の方面、地方公務員制度の方面からも強化して行きたい、こういう念願を私どもは持っているような次第でございます。……」（昭和25年11月28日衆議院地方行政委員会）と答えたのであった。地方自治にかかる中央研修機関は、このようにして、現実の日程にのぼってきたのである。

2. 全国地方自治協会の構想

昭和25年3月地方自治庁及び関係六団体の代表者からなる地方自治関係の代表者が、アメリカの地方自治を視察した際、シカゴに設置されていた The Public Administration Clearing House を見学したのであった。この機関は、いわば地方自治の研究所であり、かつわが国の全国知事会的な性格を併せ持つものであった。このアメリカ視察が一つの動機となって、わが国にもこれと同様なものをつくらうではないかという声が起こり、ここに全国地方自治協会の構想が生まれるにいたったのである。

全国地方自治協会の構想は、地方自治庁内部において種々の角度から検討が重ねられた。そして幾度かの変遷を経て、昭和25年11月に次のような構想がまとめあげられるにいたった。

日本地方自治大学校等の設立に関する件

第1 目的

本会は、自治大学校その他地方自治の民主的科学的運営を図るため必要な各種の施設の総合的経営により地方自治の確立振興に資することを目的とすること。

第2 名称

本会は、財団法人日本地方自治協会（仮称）と称すること。

第3 事業

本会は、第一項の目的を達成するため下記の事業を行うこと。

- (1) 地方公共団体の職員に対する研修の実施
- (2) 地方自治に関する調査研究
- (3) 地方公共団体等の依頼に応じて自治診断
- (4) 地方自治に関する専門図書館の経営並びに地方自治関係出版物の発行
- (5) 地方自治団体の自主的連合組織に対する事務所の提供
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

第4 資産及び会計

1. 本会の基金は、地方公共団体並びに本会の目的及び事業に理解を有する内外の賛同者の寄附金をもってこれを造成すること。
2. 本会の経費は、下記に掲げるものをもって支弁すること。
 - (1) 資産より生ずる収入
 - (2) 寄附金
 - (3) その他の収入

第5 機関

本会に下記の役員を置くこと。

- (1) 会長（理事の互選） 1人
- (2) 副会長（理事の互選） 1人
- (3) 理事長（理事の互選） 1人
- (4) 理事 若干人
- (5) 監事 若干人
- (6) 評議員 若干人

第6 施設

本会に下記の施設を置くこと。

- (1) 日本地方自治大学校
- (2) 日本地方自治研究所
- (3) 日本地方自治図書館
- (4) 日本地方自治会館

第7 日本地方自治大学校

1. 日本地方自治大学校には普通科、高等科及び研究科を置くこと。
2. 各科の教育対象、教育期間、対象人員及び教育内容は、次の通りとすること。

種別	対 象	期間	学生定数	教 育 内 容
普通科	主として2年乃至3年の 地方在職職員	2カ月	600人	地方自治に関する基礎的一般的教養を施することを目的とする。
高等科	主として5年以上の地方 在職職員	3カ月	300人	地方自治に関する体系的専門的教養を施することを目的とする。
研究科	主として10年以上の地方 在職職員	1カ月	100人	地方自治行政の各部門における理論及び応用を研究することを目的とする。

第8 日本地方自治研究所

日本地方自治研究所に下記の部を置くこと。

- (1) 総務部 庶務会計に関すること。
- (2) 研究部 地方自治の理論及び地方自治政策に関する研究及びその成果の紹介に関すること。
- (3) 指導部 地方公共団体等の依頼に応じて行う自治診断及びこれに附帯する自治指導に関すること。
- (4) 事業部 出版、翻訳等の事業に関すること。

第9 日本地方自治図書館

地方自治に関する内外の図書を蒐集し、一般の閲覧に供するため日本地方自治図書館を経営すること。

第10 日本地方自治会館

地方自治関係の諸団体の事務所等をすべて収容するため日本地方自治会館を経営すること。

以 上

ところでこの全国地方自治協会を実現させるための資金を試算したところ総計20億円に達する見込みであり、当時のわが国の情勢から20億円もの巨額の資金を国内で調達することは、到底困難であった。

ここにおいて、この資金の調達については、種々論議が行われ、一部にアメリカの財団に資金の援助を仰ごうという考えが生れた。当時は占領下であったため、占領軍総司令部を通じて、六団体の会長名及び地方自治庁長官名でアメリカのフォード財団、カーネギー財団、ロックフェラー財団等に働きかけたのであった。占領軍総司令部の積極的な後援もあり、ある程度成功の見通しが出て来たのであったが、たまたま昭和25年6月朝鮮半島に起った戦火は、翌昭和26年には一層激烈なものとなったため、日本に対する巨額の資金の供与は、非常に危険視され、このことが理由となってアメリカの財団からの資金援助は、期待できなくなったのであった。かくして全国地方自治協会は、相当の段階までこぎつけたものの実現するまでにはいたらなかったのである。しかしながらこの構想をもととして、何とか中央研修機関をつくろうという気運は高まり、これが基盤となって自治大学校の設置へ発展し、やがて実を結ぶこととなるのである。その意味において、この構想の歴史的意義は、高く評価されなければならないのである。

3. 地方自治庁による自治大学校設置

全国地方自治協会は、かくして中途にして挫折するのも止むなきにいたったが、その構想に盛られた諸機関は、新しい地方自治のためには欠くべからざるものであり、いかにしても設けなくてはならない性質のものとして判断された。そこで地方自治庁においては、最小限度自治大学校だけは、是非とも設置することとし、その実現に努めることとなったのである。これは、ときの岡野地方自治庁長官の熱意もさることながら、地方からの「地方自治の確立のためには、自治を背負って立つ職員を養成することが最も重要である。」とい

う要望によるものであって、ここに自治大学校の設置の気運は中央、地方を通じて盛り上ったのであった。

自治大学校設置の案は、その現実にいたるまで幾度か変遷を重ねたが、その当初の案は、次のような膨大なものであった。

自治大学校の設置に関する要綱

第1 都道府県の職員及び市町村の職員に対し、基礎的教育訓練及び必要な再教育訓練を行うために、自治大学校を設ける。

自治大学校に自治研究所及び自治図書館を附置する。

自治研究所は、地方自治に関する实际的、基礎的研究調査を行う機関とする。

第2 自治大学校は、

1 地方自治庁の管理に属するものとする。

2 特殊法人とする。

3 民法上の法人とし、学校教育法による各種学校とする。

4 別に民法上の法人を設け、国及び地方公共団体が自治職員の研修機関の維持運営をこれに委託することとする。

第3 自治大学校に普通科、高等科、短期講習科、技術科及び通信科を置く。

種別	教育対象	教育期間	対象人員	備考
(1) 普通科	新制高校卒業の新規採用者及び雇員	2ヶ月	600人	
(2) 高等科				
第1部	5年以上吏員としての実務経験を有する者、主として係長級（但し大学高専卒業者の経験年数は2年）	6ヶ月	300人	
第2部	幹部候補者及び課長以上の者	6ヶ月	300人	
(幹部教養科)				
(3) 短期講習科（専科）	当該講習の主題となっている事務の担当者	15日間	150人	
(4) 技術科	教育対象は高等科に同じ		1年間	大学に聴講生として派遣し、教育を行う
(5) 通信科				

第4 教授要目及び教授所要時間数は、別に定めるところによる。

第5 職員定数

学校関係	130人	} (研究員も含める。)
研究関係	20人	
	校長 1人	
	教頭 1人	
	教授 28人	
	助教授 20人	
	事務職員 100人	
	その他	

第6 施設等

(1) 敷地

(2) 校舎 2, 300坪 (1000×2.3坪)

寄宿舎 3, 660坪 (1000×3.66坪)

研究所及び図書館 500坪

計 6, 460坪

第7 所要経費

第8 自治研究所に下記の4部を置く。

- 1 庶務部
- 2 研究調査部
- 3 指導普及部
- 4 資料部（図書館を担任する）

以 上

この当初案第7項の所要経費については3億円から4億円の範囲で種々試算されたが、まだ資金的に実現可能とはいえなかった。試算の一例として次のようなものがある。

自治大学設置に要する経費

事務費	55,596千円
内人件費	19,616千円
物件費	35,980千円
建築費	299,296千円
合計	354,892千円

4. 地方自治関係六団体及び東京市政調査会による日本地方自治研究所の設立

地方自治庁においてたてられていた構想が全国地方自治研究会から自治大学へと移行したのと期を同じくして地方自治関係六団体及び東京市政調査会は、アメリカの地方自治視察の成果として、昭和26年3月「日本地方自治研究所」を設立したのであった。この研究所の規約は、次のとおりである。

日本地方自治研究所規約

(名称)

第1条 本所の名称は日本地方自治研究所（対外的にはジャパン・パブリック・アドミニストレーション・クリアリング・ハウスと称する。）とする。

(所在地)

第2条 本所は東京都千代田区日比谷公園2番地市政会館内に置く。

(構成)

第3条 本所は全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会及び東京市政調査会をもって創立者とする。理事会は本所の自治に興味を有する団体又は個人を将来会員として加入させる規則を設けることができる。

(目的)

第4条 本所は地方自治の向上と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本所はその目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 地方自治思想の普及発達を図ること。
- (2) 地方自治行政の連絡にあたり、又対立する見解の調整に寄与すること。
- (3) 地方公務員及び地方行政問題に興味を有するその他の人々の知識、思想及び経験の交換に寄与すること。
- (4) 地方自治について調査研究し、それに関する図書、冊子等を刊行すること。
- (5) 地方公務員の地位の向上と教養の普及を図ること。
- (6) 地方公務員又は地方行政に関心を有する市民団体に対して行政に関するサービスを行うこと。
- (7) 各地方公共団体の間に人事交流の斡旋を行うこと。
- (8) 地方自治に関係ある海外諸団体との連絡を図り、外国資料の取得はん布を行うこと。

その他本所は目的達成のため必要な事業を行う。

(機関)

第6条 第3条の各団体を代表する者各1名を含めて理事12名をもって理事会を組織する。この規定は後

日本所に参加する会員を代表せしめるため改正されることあるべきものとする。
理事会は多数決により本所の運営にあたる。
理事会は理事長を互選する。理事長は理事会の議長となり、本会を代表する。
理事長は会計の監査に当らしめるため第3条の団体の役員又は職員中より監事2名を委嘱する。
本所に顧問若干名をおくことを得る。
(事務局及び職員)

第7条 本所は事務局及び職員として当分の間東京市政調査会及びその職員をもってあて必要に応じ第3条の団体は事務局に協力しその職員を派遣する。

(会計)

第8条 本所の経費は第3条の団体の醸出金、寄附金その他をもって支弁する。

附 則

本規約は本所設立の日からこれを実施する。

以 上

この日本地方自治研究所は、この規約から明らかなように、任意団体であり、調査研究の専門機関というよりはむしろ地方自治にかかる連絡機能的な性格を有したものであった。しかしながら、地方自治行政を担当する者の積極的な要望と意欲を表明するものとして注目に値するものといえるものである。

なお、この日本地方自治研究所は、昭和56年に事実上解消された。

第2節 自治大学校設置法の成立

1. 自治大学校設置要綱

昭和27年に入ると自治庁（昭和27年8月1日より地方自治庁から自治庁と改称）内外において地方公務員を対象とする高度の研修機関である自治大学校を自治庁独自で設置すべしとする気運は、一段と高まるに至った。ここにおいて、自治庁は、その年の半ば頃から、昭和28年度開校を一応の目途として、自治大学校設置要綱（案）を作成したのであった。

自治大学校設置要綱（案）は、検討を加えるにつれて具体性を持つようになると共に、当初は不完全なものであるにしても、とにかく発足させることを先決と考えるようになった。したがってとりあえず当第面発足するに必要な限度の施設及び人員を確保することが前提とされ、それに応じて研修生の数及び科程も定められることとなったのである。しかしこれは、新制度の発足という観点からすれば、極めて当然のことであったといえるものであろう。校舎を新築することを取り止めて、当分の間校舎を借上げて発足としたことは注目に値することであった。自治大学校設置要綱は、数次にわたって作成され、検討と論議がくりかえされたが、その最終案は、一応次のようなものであった。

自治大学校設置要綱（案）（昭和28年1月12日）

1. 目的

地方公務員に対し、高度の研修を効果的に行い、その能力の向上を図り、もって地方公共団体の行政の民主的且つ能率的運営を確保し、地方自治の行政水準の向上を期すること。

2. 組織及び計画

都道府県職員の学歴別区分は別表1の通りであり、課長補佐、係長の数は別表第2のとおりであるので、概ね5、6年間に一通りの現任教育を終了することを目途とし別表第3の組織により別表第4の事業計画に基づく現任教育研修を行うものとする。

3. 研修科目は概ね次のとおりとする。

地方行政論	都市経営論	農林行政論	行政学	自治運営論	農村経営論
建設行政論	経済原論	比較地方制度論	社会保障制度論	労働行政論	財政学
自治発達史	国土（地方都市）	計画論	交通行政論	社会学	企業管理論 地方財政論

憲法 統計学 人事管理論 教育行政論 行政学 経済政策 事務管理論
 衛生行政論 法学通論 社会政策 財務管理論 商工行政論 政治学 演習

4. 施設

校舎は差し当り、東京都立大学校舎の一部借用について東京都の協力を求めるものとする。

5. 所要経費

昭和28年度においては初年度調弁費を含め約12,000千円とし、翌年度以降は概ね経費のみとする。

6. 開校

昭和28年5月から開校すること。

別表第1及び第2略（編集者により省略する。）

別表第3

校長	兼任			
専任講師	2人	12級	2	
事務官	4人	10級	1	
		8級	3	
事務雇	1人	5級	1	
タイピスト	1人	5級	1	
備人	2人	6級	1	
		5級	1	
計 11人				

別表第4

事業計画1 初等科（係長現任教育）7、8級（係長級）の地方公務員 期間6月、1回の研修生 150名、年2回

2 中等科（課長補佐現任教育）9級（課長補佐級）の地方公務員 期間3月、1回の研修生 50名、年3回

以上

2. 自治大学校設置法案

自治大学校設置要綱に基づき、自治大学校設置法案が立案されたのであるが、この立案の段階で問題とされたのは、主として次の三点であった。

- (1) 自治大学校という名称は、適当であるか。
- (2) 自治庁次長が自治大学校長を兼任することは、適当であるか。
- (3) 運営審議会を設けるべきではないか。

第一の点については、中央自治研修所という名称でよいではないかとの意見が出たのであるが、この研修機関は、各県の研修所及び将来設立されるであろう各ブロックの研修所の上に位置する高度の研修機関として構想されているものであって、警察大学校と同様な性格の機関であるから、自治大学校という名称が最もふさわしいという主張が支配的であった。

第二の点については、第15回国会に提出された当初の自治大学校設置法案第6条（組織）第2項の規定において、「校長は、自治庁次長をもってあてる」となっていたのであるが、同法案が改めて第16回国会に提出される際に、次長が自治大学校の長となるのは不適當であり、したがって次長と校長は、分離すべしとの意見が強調され、専任の校長が置かれることになったのである。

第三の点については、校長の諮問機関を設置し、その機関は、地方公共団体及び学識経験者でもって組織し、自治大学校の運営について地方自治行政の担当者等からの意見を尊重すべきであるとされ、自治大学校運営審議会が置かれることとなったのである。

一方、自治庁では昭和28年3月17日「自治大学校の運営に関する協議会」を開催して、地方公共団体の人事課関係者、研修所関係者及び人事委員会関係者を招き、実務担当者の側から、自治大学校設置にかか

る具体的な問題につき詳細な意見なり希望なりを聴取したのである。

かくして自治大大学設置法案は成案をみ、国会に提出されることとなった。

3. 自治大大学設置法案の国会審議

自治大大学設置法案は、次のような提案理由が付されて、国会へ提出された。

地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的且つ能率的運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として、自治大大学を設置する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

昭和28年2月26日第15回国会に提出された自治大大学設置法案は、参議院先議となり、同日参議院地方行政委員会に審査を付託され、さらに衆議院地方行政委員会に予備審査を付託され、審議されたのであったが、衆議院が同年3月14日解散されたため、国会は閉会となり、審議未了廃案となったのである。

昭和28年6月19日自治大大学設置法案は、改めて第16回国会に提出されたのであり、前国会と同様参議院先議となり、同日参議院地方行政委員会に審査を付託され、さらに衆議院地方行政委員会に予備審査を付託されたのであった。自治大大学設置法案は同年7月22日参議院地方行政委員会において政府原案どおり可決され、同年7月24日参議院本会議に上程、賛成多数により政府原案どおり可決され、直ちに衆議院へ送付されたのであった。衆議院においては、同日衆議院地方行政委員会に本審査を付託され、同年7月28日同委員会の政府原案どおりの可決をみ、翌7月29日衆議院本会議に上程され、賛成多数により政府原案どおり可決成立したのであった。

第15回国会及び第16回国会を通じて幾多の質疑応答がくりかえされ、特に左右両派社会党を中心とする野党からは、種々の角度からの反対が唱えられ、または、反対の意を示す質疑が行われた。これらの中で主な反対質問または意見は、次の5点であった。

- (1) 自治庁の附属機関において、地方公共団体の職員を教育することは、中央集権につながるものであって、地方自治の精神に反するのではないか。
- (2) 地方公共団体の職員の研修は、各地方公共団体で行えばよいのではないか。
- (3) 市町村は、地方自治の最も基礎的な団体であり、研修を行うならば、市町村の職員を優先すべきではないか。
- (4) 自治大大学は、学校教育法の適用を受けるのではないか。又国公立の大学に地方自治行政に関する講座を設ければよいのではないか。
- (5) 自治大大学の研修を終えた者は、任用上いかなる取扱いを受けるか。

これらについて政府は、それぞれ次のように答弁し、自治大大学の設立の趣旨及びその性格を明らかにしている。

第一の点については、地方公共団体における民主的にして能率的な行政運営を確保するためには、地方公共団体の職員の資質の向上は欠くことのできないものであって、自治大大学は、かかる観点に立って地方自治法の目的に則して、地方自治確立のため民主的な研修を行う機関である。従って地方自治の精神を発展させるものであって、決して中央集権を目指すものではないと答えた。

第二の点については、地方公務員法第39条の規定により地方公共団体の職員に対する研修は、各地方公共団体の任命権者が行うものとされている。しかし次の二点により国が研修機関を設置して、地方公務員の研修を行う必要があると答えた。

- (1) 高度の研修については、任命権者のみでこれを実施することは、講師の不足、施設の不備等の点で制約があり、地方公共団体の側でも、かねてこの種の研修機関の設置を要望していた。自治大大学は、このように任命権者のみでは、その実施が困難な高度の研修を任命権者の依頼を受けて行うものである。
- (2) 国は、その事務の大半を地方公共団体及びその機関に委任して処理しているのであって、地方公共団体の職員は、国の事務に無関係ではない。従って国としても地方公共団体の職員の資質の向上は非常に望ましいものである。

第三の点については、研修の対象として、都道府県の職員と市町村の職員については差別はしない。都道府県は、市町村を包括する広域団体であってこれ又地方自治の担い手である。従って市町村との間に優劣、

後先の問題はないのであるが、自治大学校の収容能力には限界があり、また研修生派遣のための財政負担との関連において、その研修は、通常は都道府県及び大都市の職員が中心になり、余力のある限り、他の市町村の職員にも及ぼして行きたいと考えていると答えた。

第四の点については、自治大学校は、学校教育法上の大学ではなく、又同法上の各種学校でもないから、学校教育法の適用は、全くないものである。国公立の大学に地方自治行政に関する講座を置くことによる地方公務員の研修は、一つの方法ではあるが、研修の内容として実際例の討議討論を非常に多く取り入れており、また講師として各省庁及び在野の専門家を招く必要もあり、自治大学校設置による研修が最も適当であると考えられるものであると答えた。

第五の点については、自治大学校の行う研修の目的は、自治大学校設置法案第一条に規定してあるとおり、高度の研修を実施することにより、その勤務能率の発揮及び増進を図ることにあるので、その研修を終えた者を任用上特別に考慮することは、考えていない。任用は、もっぱら地方公務員法の定めるところにより、地方の人事行政機関の行うところであると答えた。

4. 自治大学校設置法関係法令

自治大学校設置法は、昭和28年7月29日第16回国会において、政府原案どおり可決成立し、同31日公布され、翌昭和28年8月1日施行された。これに基づいて、自治大学校運営審議会令及び自治大学校組織規程が公布施行された。これらの自治大学校設置法関係法令は、次のとおりであった。

◎ 自治大学校設置法（昭和28年7月31日法律第99号）

（設置）

第1条 地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行う機関として、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条第1項の規定に基づいて、自治庁に、自治大学校を置く。

（所掌事務）

第2条 自治大学校は、左に掲げる事務を行う。

- (1) 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高度の研修を行うこと。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。

2 自治大学校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。

- (1) 地方自治に関する制度及びその運営に関する理論及びその応用について基本的な調査研究を行うこと。
- (2) 地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編さんし、及び保存すること。

3 自治大学校は、地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対しても、その任命権者から依頼があった場合においては、研修を行うことができる。

（地方公共団体の研修機関に対する技術援助）

第3条 自治大学校は、地方公共団体が設置する研修機関に対し、第2条第1項第2号の規定による調査研究の成果の提供、講師のあっ旋その他研修に関して必要な技術的援助をすることができる。

（調査研究の受託及び資料等の交換）

第4条 自治大学校は、地方公共団体の機関の委託を受けて、第2条第1項第2号又は第2項第1号に規定する調査研究を行うことができる。

2 自治大学校は、関係機関との間において、第2条に規定する研修又は調査研究に関する資料、成果その他の便宜の交換を行うことができる。

（位置）

第5条 自治大学校は、東京都に置く。

（組織）

第6条 自治大学校に、校長その他所要の職員を置く。

2 校長は、自治庁長官の命を受け、校務を掌理する。

3 前2項に定めるものの外、自治大学校の内部組織は、総理府令で定める。

(自治大学校運営審議会)

第7条 自治大学校に、自治大学校の運営について校長の諮問に応ずるため、地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者で組織する自治大学校運営審議会を置く。

2 前項に定めるものの外、自治大学校運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和28年8月1日から施行する。

2 自治庁設置法(昭和27年法律第261号)の一部を次のように改正する。

第4条 第15号の次に次の1号を加える。

15の2 地方公務員に対し、当該地方公務員の任命権者の委託を受けて研修を行うこと。

第24条の次に次の1条を加える。

(自治大学校)

第24条の2 自治庁に、自治大学校を置く。

2 自治大学校の所掌事務、組織その他の事項については、自治大学校設置法(昭和28年法律第99号)の定めるところによる。

◎ 自治大学校運営審議会令(昭和28年7月31日政令第134号)

(組 織)

第1条 自治大学校運営審議会(以下「審議会」という。)は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、左に掲げる者について、自治庁長官が任命する。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 都道府県知事の全国的連合組織の代表者 | 1人 |
| (2) 都道府県議会の議長の全国的連合組織の代表者 | 1人 |
| (3) 市長の全国的連合組織の代表者 | 1人 |
| (4) 市議会の議長の全国連合組織の代表者 | 1人 |
| (5) 町村長の全国的連合組織の代表者 | 1人 |
| (6) 町村議会の議長の全国的連合組織の代表者 | 1人 |
| (7) 学識経験者 | 4人以内 |

3 前条第7号の規定による委員の任期は、3年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(会 長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

(会 議)

第3条 審議会の会議は、必要のつど会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶 務)

第4条 審議会の庶務は、自治大学校において処理する。

(雑 則)

第5条 この政令に定めるものの外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、昭和28年8月1日から施行する。

◎ 自治大学校組織規程（昭和28年10月7日総理府令第68号）

（特別な職）

第1条 自治大学校に、校長の外、左の特別な職を置く。

主幹

教授

講師

研究部員

第2条 主幹は、校長を助け、校務を処理する。

2 教授は、研修を受けるため入校する者（以下「研修生」という。）の教授指導に当り、あわせて調査研究の実施に当る。

3 講師は、教授に準ずる職務に従事する。

4 研究部員は、調査研究に従事する。

（分 課）

第3条 自治大学校の事務を分掌させるため、自治大学校に、庶務課及び左の2部を置く。

教務部

研究部

2 部及び課にそれぞれ部長及び課長を置く。

（庶務課）

第4条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- (1) 公印を管守すること。
- (2) 人事に関すること。
- (3) 文書を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- (4) 会計に関すること。
- (5) 学校の施設及び物品を管理すること。
- (6) 校内の取締に関すること。
- (7) 関係機関との連絡に関すること。
- (8) 前各号に掲げるものの外、他の部の所掌に属さないものに関すること。

（教 務 部）

第5条 教務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研修計画の樹立及びその実施に関すること。
- (2) 講師の選定及びあっ旋に関すること。
- (3) 研修生の入校、退校、卒業その他身分取扱に関すること。
- (4) 学籍簿を作成し、及び保存すること。
- (5) 教科書及び教材を選定し、及び作成すること。

（研 究 部）

第6条 研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研修のため必要な資料を収集すること。
- (2) 地方公務員に対する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその効果を刊行すること。
- (3) 地方自治に関する制度及びその応用についての基本的な調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。
- (4) 地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編さんし、及び保存すること。

附 則

この法令は、公布の日から施行し、昭和28年9月25日から適用する。

5. 関係予算の成立

自治大学校設置法の成立と時を同じくして総額9, 130千円の関係予算が成立したのであるが、当時の

国家財政上の理由により節減され、結局、昭和28年度において7,990千円の予算が地方自治研修費として認められた。

予算の大要は、次のとおりである。

地方自治の研修に要する経費

地方自治研修費	7,987千円
(5) 非常勤職員手当	624千円
(6) 諸謝金	1,701千円
(8) 職員旅費	91千円
(9) 庁費	4,817千円
(9) 備品費	2,123千円
消耗品費	234千円
印刷製本費	1,606千円
光熱及び水道料	80千円
通信運搬費	83千円
雑役務費	61千円
自動車維持費	102千円
借料及び損料	528千円
(注 校舎借料が大部分である。)	
(9) 各所修繕	45千円
(10) 会議費	16千円
(注 開校式費用)	
(15) 各所新営	693千円
以上	

第3節 自治大学校の開校

自治大学校設置法が施行され、また関係予算の成立をみるや、ここに自治大学校の早急な開校が待たれることとなったのである。そして、自治大学校を開校するためには、何よりも人的、物的な面の充実が要求されたのである。その代表的なものは、第一に、優秀かつ高度な講師をいかにして招請するかということであり、第二に、校舎を急速に整備することであり、第三に、自治大学校事務局職員を早急に充足することであった。

講師の招請については、研修に最も適切かつ最高の講師陣を編成することを目途に、大学の教授、民間の学識者、各省庁の専門家等の一流の権威者を招くこととし、鋭意交渉に努め、ほぼ今日と同様の講師陣を招くことに成功したのであった。

校舎の確保の問題は、最も困難なものであった。当初は東京都立大学の三田校舎を借用することとしていた。一方、東京都立大学では、三田の校舎に市政に関する講座を設けることを考えており、それについて自治庁の協力が必要であった。自治庁としても当該講座ができることは歓迎すべきことではあるし、また講師の共通性との関連において、その建物を自治大学校に使用することができることは、両者の要求をみたしうるものとして、全く好都合であった。しかしながら、計画が具体化し、細部にわたる検討を進めた結果、この建物は異常に古く、また他の用途に供されていたため、実際に使用することは到底無理であることが判明した。

たまたま、地方職員共済組合では、都内に共済施設を設けるための用地を求めていた。もし、地方公務員共済組合が購入した土地に自治大学校の校舎に使用できる建物があれば、当面の校舎確保の問題は、これを利用することによって解決するのであった。そこで自治庁は、地方職員共済組合に協力して、都内でその条件に適する土地を探し、漸くにして適地を見出し、その土地が総額45,000千円で購入されたのである。

これが、東京都港区麻布材木町55番及び北日ヶ窪町4103番地にまたがる2,300余坪の土地である。

この土地には、鉄筋コンクリート2階建延80坪の建物と、鉄筋コンクリート2階建延30坪の建物とがあり、前者を教室とし、後者を事務室として使用することとし、地方職員共済組合から借り受けることとなったのである。ちなみに、当時はここに自治大学校の恒久的諸施設を設けようと考えていたのである。

事務局職員の充足については、定員法により1名、関係予算により非常勤職員8名が認められただけであるが、もとよりこれだけの職員で自治大学校の管理運営ができるはずがなく、常勤の職員を自治庁の定員の範囲内で操作せざるを得なかった。このことについて次のような計画がなされた。

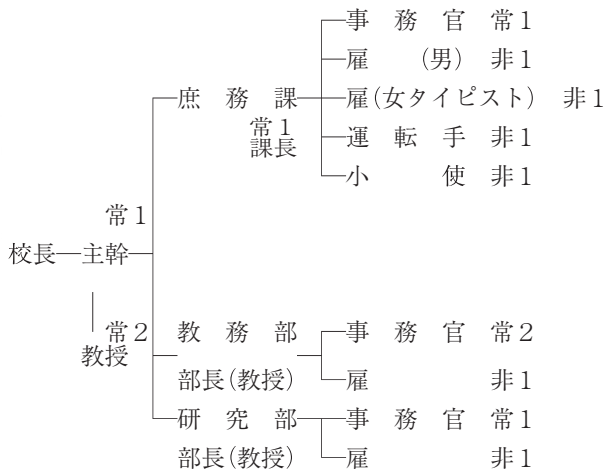
自治大学校事務局充員計画抄(28・8・25)

- 1 自治大学校事務局の組織は、別紙のとおりとすること。
- 2 1により事務局職員は、左記のとおりであること。

校 長	1人(14級)	常 勤
主 幹	1人(12級~13級)	常 勤
教 授	2人(12級~13級)	常 勤
課 長	1人(11級)	常 勤
部 長	2人(教授の兼務)	常 勤
事務官	4人(9級~10級2、8級1、7級1)	常 勤
雇 員	4人(男3校長が非常勤の場合は内1常勤、女1タイピスト)	非常勤
備 人	2人(運転手兼事務1、小使1)	非常勤

- 3 自治大学校の開校予定は、9月21日とし、職員は8月末日までに全員充員すること。
- 4 当分の間右要員として官房及び行政部は各2人、その他は各1人をさくものとする。

別紙(抄)



この計画に対応して決定した職員は、次のとおりであった。

校 長	1人	常勤
主 幹	1人	常勤
庶務課長	1人	常勤
事務官	2人	常勤
事務補佐員	3人	男2
		女1 非常勤
運転手その他	3人	非常勤

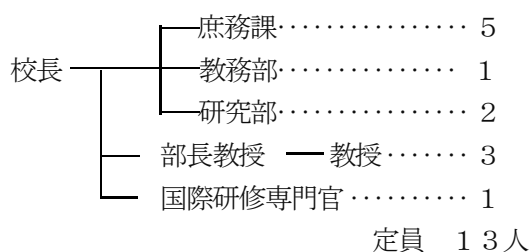
これだけの職員では充分ではないのであるが、当時の自治庁の現状からみて、最大限の陣容であった。自治大学校の構想が生まれ、その設立が決定され、さらにはその開校準備が整うまでは、右にみたように迂余曲折が重ねられた。そしてこのような経緯を辿った自治大学校は、漸くにして昭和28年10月1日晴れの開校の日を迎えることとなったのである。

自治大学校の開校式は、多数の各界関係者等来賓の列席の下に、講師及び職員並びに138名の研修生（本科52名、普通科86名）が参加し、仮校舎教室において、举行されたのであった。折から激しい雨に見舞われ極めて簡素な式典ではあったが、我が国の地方公務員の研修機関の中核としての任を担う自治大学校は、ここに力強く発足することとなったのである。

なお、その後、自治大学校の研修内容の拡充に伴って自治大学校の機構及び職員について次第に整備増員が行われてゆくわけで、昭和36年度には専任教授が、さらに42年度には教授を統轄し、教授及び講師の行う教授内容等の調整を行わしめるため部長教授が設置され、また昭和44年度には従来の主幹を副校長に改めた。その後、副校長は東日本大震災による復興庁の創設に伴い廃止された。また、職員数も本校創立当初の11人から、昭和48年度には22人になったが、その後、定員削減により、令和5年度では、13人となっている。

また、自治大学校の運営に関する自治大学校の諮問機関として設置された自治大学校運営審議会は、政府の審議会等の整理の一環として、昭和40年7月1日限りで廃止された。

＜令和5年4月1日現在の組織＞



第4節 自治大学校の変遷

1. 自治大学校設置法の改廃

昭和57年7月30日の臨時行政調査会答申「行政改革に関する第3次答申」において、行政需要の変化に即応した行政組織の機動的、弾力的、効率的編成及び運営を図るため、行政組織規制を弾力化すべきとの次のような指摘がなされた。

◎ 行政組織の自律機能の強化に関する臨調答申

＜行政改革に関する第3次答申（抄）＞（昭和57年7月30日）

第2部 第2章の5 行政組織の自律機能の強化

(1) 基本的な考え方

行政の改善努力は恒常的に行われるべきものであり、高度成長の時代が去り、行政を巡る内外情勢が厳しく、また、変化の激しい今日、行政機構の肥大化や行政運営の固定化を防止し、その簡素効率化を促進する必要がある。このためには、まず、行政府において恒常的に自己革新が推進されるような仕組みを設けることが効果的であり、また、行政組織規制の弾力化等これに必要な条件整備が図られなければならない。

(4) 行政組織規制の弾力化

ア 行政需要の変化に即応した行政組織の機動的、弾力的、効率的編成及び運営を図るため、次のような考え方を基本として行政組織規制を弾力化する。

- (イ) 国家行政組織法第8条に規定されている「附属機関その他の機関」については、①試験研究機関、検査検定機関、その他各種施設等機関、②審議会等、③個別性、特別性が強く①及び②のいずれにも該当しない機関に区分し、それぞれにふさわしい規制形式に改める。

その際、①については、公権力の行使を行うもの等を除き、その設置、改廃は原則として政令事項に改め、また、②については、不服審査、個別具体的な行政処分に関与するもの、その他法律により規制すべき特段の事由のあるものを除き、その設置・改廃は政令事項に改め、③については、少なくともその設置には個別に法律の根拠を要するものとする。

この答申を受け、昭和58年12月2日、国家行政組織法の一部が改正され（法律第77号）、また同時に成立した「国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（法律第78号）により自治省設置法の一部改正及び自治大学設置法の廃止がなされた。

改正された自治省設置法には、新たに自治省の所掌事務を規定した次の条が追加されることとなり、その第11号に自治大学に関連する規定が置かれることとなった。

◎ 自治省設置法（抄）（昭和27年7月31日法律第261号）

（自治省の所掌事務）

第4条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。

（一号から十号まで略）

十一 政令で定める文教研修施設において、地方公務員に対し地方自治に関する高度の研修を行うこと。

（十二号から四十四号まで略）

また、自治省組織令（昭和27年8月30日政令第381号）に従来の自治大学設置法第1条の設置規定に照応する規定として、第37条が設けられるとともに、自治省設置法第4条第11号でいう「政令で定める文教研修施設」を自治大学とすることとされた。

◎ 自治省組織令（抄）（昭和27年8月30日政令第381号）

（自治大学）

第37条 地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期するため、地方公務員に対する高度の研修を行い、あわせて地方自治に関する制度及びその運営に関する基本的な調査研究を行う機関として、本省に、自治大学を置く。

2 前項に定めるもののほか、自治大学の所掌事務、組織その他の事項については、自治大学組織令（昭和59年政令第211号）の定めるところによる。

3 自治省設置法（昭和27年法律第261号）第4条第11号に規定する政令で定める文教研修施設は、自治大学とする。

さらに、自治大学設置法第2条以下で規定されていた各条項については、新たに自治大学組織令（昭和59年6月21日政令第211号）として制定されることとなった。

◎ 自治大学組織令（昭和59年6月21日政令第211号）

（趣旨）

第1条 この政令は、自治省組織令（昭和27年政令第381号）第37条に定めるもののほか、自治大学に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 自治大学は、次に掲げる事務を行う。

一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対し、高度の研修を行うこと。

二 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条に規定する研修の内容及び方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。

2 自治大学は、前項に規定する事務と併せて、次に掲げる事務を行う。

一 地方自治に関する制度及びその運営に関する理論及びその応用について基本的な調査研究を行うこと。

二 地方自治に関する制度及びその運営に関する資料を収集し、編集し、及び保存すること。

3 自治大学は、地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対しても、その任命権者から依頼があった場合においては、研修を行うことができる。

（地方公共団体の研修機関に対する技術的援助）

第3条 自治大学は、地方公共団体が設置する研修機関に対し、前条第1項第2号の規定による調査研究の成果の提供、講師のあっせんその他研修に関して必要な技術的援助をすることができる。

（調査研究の受託及び資料等の交換）

第4条 自治大学は、地方公共団体の機関の委託を受けて、第2条第1項第2号又は第2項第1号に規定する調査研究を行うことができる。

2 自治大学校は、関係機関との間において、第2条に規定する研修又は調査研究に関する資料、成果その他の便宜の交換を行うことができる。

(位置)

第5条 自治大学校の位置は、自治省令で定める。

(組織)

第6条 自治大学校に、校長その他所要の職員を置く。

2 校長は、自治大臣の命を受け、校務を掌理する。

3 前2項に定めるもののほか、自治大学校の内部組織は、自治省令で定める。

附 則 (省略)

2. 省庁再編

平成8年1月の橋本内閣発足後、同年11月21日に行政改革会議が設置され、中央省庁のあり方について検討することとされた。同会議は、翌年、中央省庁再編等を盛り込んだ行革会議最終報告をとりまとめ、同年12月4日に行革会議最終報告に関する対処方針の閣議決定がなされた。平成10年には、中央省庁等改革の基本理念、基本方針等を定めた中央省庁等改革基本法案が2月17日に閣議決定され、同年6月9日成立、6月12日に公布された。基本理念として、自立的な個人を基礎としつつ、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システムへの転換を図るため、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行するにふさわしく、国の行政組織及び事務・事業の運営を簡素かつ効率的なものにするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図ること等を掲げ、この理念を達成するため、次の8つの基本方針に基づき多岐にわたる制度改正等が行われることとなった。

- (1) 内閣機能の強化
- (2) できる限り大きくくり化した省の編成
- (3) 国の行政組織及び事務・事業の減量、効率化
- (4) 政策の企画立案機能と実施機能の分離
- (5) 国の行政機関の間における政策協議・調整の活性化・円滑化
- (6) 客観的な政策評価機能の強化
- (7) 行政運営の透明性の向上
- (8) 行政需要等の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる行政組織の編成

平成11年4月27日には、総務省設置法を含む中央省庁等改革関連法案17法案の閣議決定がなされ、同年7月8日に成立し、7月16日に公布された。同年11月5日には、同法施行法案の閣議決定がなされ、同年12月14日に成立し、12月22日に公布された。平成12年5月30日には、各府省組織令等の閣議決定がなされ、6月7日に公布された。中央省庁は、それまでの1府22省庁体制から1府12省庁体制とすることとされ、自治省、総務庁、郵政省を母体とする総務省が平成13年1月6日に発足した。自治省の組織であった自治大学校は、総務省の施設等機関として位置付けられることとなった。これまでの自治大学校関連規定である自治省設置法第4条は、総務省設置法(平成11年7月16日法律第91号)第4条へ、自治省組織令第37条は、総務省組織令(平成12年6月7日政令第246号)第126、127条に、自治大学校組織令等に規定されていた各条項は、総務省組織規則(平成13年1月6日総務省令第1号)に規定されることとなった。

◎ 総務省設置法(抄)(平成11年7月16日法律第91号)

(所掌事務)

第4条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(一号から九十二号まで略)

九十三 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか次に掲げる研修を行うこと。

イ 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修

(九十三号ロから九十六号まで略)

◎ 総務省組織令（抄）（平成12年6月7日政令第246号）

第四節 施設等機関

（設置）

第126条 本省に、次の施設等機関を置く。

自治大学校

情報通信政策研究所

統計研修所

（自治大学校）

第127条 自治大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに対する高度の研修を行うこと。
- 二 地方公共団体に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条に規定する研修の内容及び方法に関する技術的助言を行うこと。
- 三 地方自治に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 地方自治に関する資料の収集及び編集を行うこと。
- 五 地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に対し、その任命権者の依頼を受けて研修を行うこと。

2 自治大学校の位置及び内部組織は、総務省令で定める。

◎ 総務省組織規則（抄）（平成13年1月6日総務省令第1号）

第二節 施設等機関

第一款 自治大学校

（自治大学校の位置）

第77条 自治大学校は、東京都に置く。

（校長）

第78条 自治大学校に、校長を置く。

2 校長は、自治大学校の事務を掌理する。

（自治大学校に置く部等）

第79条 自治大学校に、庶務課及び次の二部並びに部長教授、教授、講師、研究部員及び国際研修専門官を置く。

教務部

研究部

（庶務課の所掌事務）

第80条 庶務課は、自治大学校の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 職員の給与、服務その他の人事に関する事。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 四 情報の公開に関する事。
- 五 自治大学校の保有する個人情報の保護に関する事。
- 六 会計に関する事。
- 七 行政財産及び物品の管理に関する事。
- 八 校内の管理に関する事。
- 九 関係機関との連絡に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに関する事。

（教務部の所掌事務）

第81条 教務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修計画の樹立及びその実施に関する事。

- 二 講師の選定及びあっせんに関する事。
- 三 研修を受けるため入校する者（第83条第3号において「研修生」という。）の入校、退校、卒業その他身分取扱いに関する事。
- 四 学籍簿の作成及び保存に関する事。
- 五 教科書及び教材の選定及び作成に関する事。

（研究部の所掌事務）

第82条 研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研修のため必要な資料の収集を行うこと。
- 二 地方公務員に対する研修の内容及び方法に関する調査及び研究並びにその成果の刊行を行うこと。
- 三 地方自治に関する調査及び研究並びにその成果の刊行を行うこと。
- 四 地方自治に関する資料の収集、編集及び保存を行うこと。
- 五 図書を備え付け、及び利用に供すること。

（部長教授）

第83条 部長教授は、次に掲げる事務を行う。

- 一 教授を統括すること。
- 二 教授及び講師の行う教授又は指導の内容及び方法について調整すること。
- 三 研修生の教授及び指導を行い、あわせて前条第二号及び第三号に掲げる調査及び研究を行うこと。

（教授）

第84条 教授は、前条第3号に掲げる事務を行う。

（講師）

第85条 講師は、教授に準ずる職務を行う。

（研究部員）

第86条 研究部員は、第82条第2号及び第3号に掲げる調査及び研究を行う。

（国際研修専門官）

第86条の2 国際研修専門官は、命を受けて、自治大学校の所掌専務のうち国際協力に関する事務を行う。

（研修の課程）

第87条 自治大学校に、一般研修の課程として第一部課程、第二部課程、第一部・第二部特別課程、第三部課程を、専門研修の課程として税務専門課程及び監査・内部統制専門課程を置く。

第5節 自治大学校創立50周年記念行事

自治大学校は、昭和28年10月1日に開校式が行われてから平成15年10月で50周年を迎えたことから、これを記念し、次のような創立50周年記念行事を執り行った。

- (1) 記念式典の実施
- (2) 「自治大学校50年の歩み」の作成
- (3) 「自治フォーラム」特集号の編集
- (4) 記念講演会の開催（自治研修協議会主催）
- (5) 市民公開講座の開催（自治研修協会との共催）
- (6) 「校友だより」特集号の編集

このうち、記念式典、記念講演会及び市民公開講座の概要は、次のとおりである。

1. 自治大学校立川校舎開校式・創立50周年式典

記念式典は、平成15年4月14日（月）に「自治大学校立川校舎開校式・創立50周年式典」という形で挙行された。事務次官をはじめとする総務省関係者、歴代事務次官、歴代自治大学校長・副校長、歴代校友会長、都道府県・指定都市関係者等約200名の出席者が新校舎講堂に一同に会したのである。式典は、伊藤祐一郎自治大学校長式辞で始まり、西村正紀総務事務次官により片山虎之助総務大臣の挨拶が代読され

た。続いて、自治大学校の講師として、多くの講義、演習を担当し、又は研修課程の実施において中心的な役割を果たす等、研修の実施等に功労のあった講師の方々10名（うち当日出席者は7名）に総務大臣からの感謝状及び記念品を贈呈した。さらに来賓である全国知事会長土屋義彦氏（埼玉県知事）及び全国市長会長青木久氏（立川市長）からご祝辞を頂き、式典は無事終了した。

式典終了後には、立川校舎の開校を祝して、中庭で、事務次官、校長、全国知事会長、全国市長会長によるテープカットが行われた。

テープカット後には、立川校舎の食堂において祝賀会が催された。事務次官からの立川校舎開校、50周年祝賀挨拶の後、感謝状受賞者を代表して受賞の喜びや自治大学校研修生についての感想を大森彌氏（千葉大学法経学部教授、東京大学名誉教授）から、来賓を代表して、麻布校舎や当時の研修生の生活を振り返る思い出話を元自治事務次官 鈴木俊一氏（日本倶楽部会長）、歴代校長会代表 佐久間彊氏（千葉経済学園理事長）から、それぞれ挨拶いただいた。その後、自治大学校校友会会長 檜垣正巳氏（地方財政審議会委員）の乾杯により歓談となり、受賞された講師の方々をはじめ、関係者の談笑が尽きることはなかった。なお、総務大臣感謝状を受賞された講師の方々は、下記のとおりである。

総務大臣感謝状受賞者（敬称略・五十音順）

氏名	現職等	主な担当講義	講義期間
池田 昭義	公認会計士	財務会計、監査論	平成10年度～
大森 彌	千葉大学法経学部教授 東京大学名誉教授	行政学	昭和61年度～
小平 裕	成城大学経済学部教授	経済学	平成 2年度～
塩野 宏	東亜大学通信制大学院教授 東京大学名誉教授	行政法	平成 4年度～
柴田 啓次	前千葉経済大学経済学部教授	地域開発論	昭和59年度～
中邨 章	明治大学大学院長・政治経済学部教授	比較地方自治論	平成 2年度～
野中 俊彦	法政大学法学部教授	憲法	平成 8年度～
福田 健	話し方研究所長	コミュニケーション論	昭和49年度～
星野 栄一	東京大学名誉教授	民法	昭和34年度～
横山 和夫	東京理科大学経営学部長 公認会計士	簿記論、財務諸表論	昭和58年度～

2. 記念講演会（自治大学校立川校舎開校・創立50周年記念）

記念講演会は、職員研修に関する情報交換会と併せて、平成15年6月6日、自治大学校において開催された。本講演会等には、自治研修協議会会員である地方公共団体の研修機関の職員等約150名が参加したほか、第2部課程の研修生約140名が基調講演を聴講した。

当日は、まず、自治研修協議会の理事長である伊藤祐一郎自治大学校長からの挨拶に引き続き、「地方分権でつくる新しい日本文明」と題して、国際日本文化研究センター教授である川勝平太先生による基調講演が行われた。先生は、基調講演の中で、イギリスと日本に出現した近代文明の母体は海洋アジアであるとする「文明の海洋史観」に基づいた独自の文明論を展開され、現在進められている地方分権改革に、新しい国家構想のビジョンを提示することが必要であると力説された。

第6節 自治大学校創立60周年記念行事

自治大学校は、平成25年10月をもって60周年を迎えた。また、立川校舎に移転してからも10年が経過したことから、これを記念し、次のような記念行事を執り行った。

- (1) 記念式典の実施
- (2) 記念講演会の開催
- (3) 「自治大学校60年の歩み」の作成
- (4) 校友だより記念特集号の編集

このうち、記念式典、記念講演会の概要については、次のとおりである。

自治大学校創立60周年記念式典及び記念講演会

平成25年11月15日（金）に、東京品川のガーデンシティ品川において、記念講演、記念式典等の記念行事を開催した。これは、毎年自治大学校校友会が実施している校友会総会等の行事と共催の形により実施したものである。これにより、来賓として総務省幹部、歴代事務次官、歴代自治大学校長、地方六団体代表者など、招待者として、各都道府県人事担当部長、研修所長、さらには、校友会会長、役員、自治大学校前年度卒業生などを合わせ総勢約750名という賑やかなものとなった。

記念講演では、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長（前第30次地方制度調査会会長）の西尾勝先生から「地方分権改革の回顧と展望」と題し、ご講演頂いた。第一次分権改革から一貫して携わってきた氏のご講演は含蓄深く、皆、身の引き締まる思いで拝聴していた。

記念式典では、坂本森男自治大学校長の式辞のあと、関口昌一総務副大臣から総務大臣挨拶（代読）を頂き、引き続き、日頃たいへんお世話になっている研修講師の方11名（うち当日出席者は9名）に対し、総務大臣感謝状を贈呈して頂いた。また、来賓として全国知事会の山田啓二会長（京都府知事）より祝辞を頂いた。

その後行われた祝賀会では、関口副大臣の祝賀挨拶の後、感謝状受賞者を代表して受賞の喜びを童門冬二氏から、来賓挨拶を奥野誠亮氏から頂き、その後、中込和規校友会長の乾杯により歓談となり、受賞された講師の先生方をはじめ、関係者の談笑が続いた。なお、総務大臣感謝状を受賞された講師の方々は、下記のとおりである。

総務大臣感謝状受賞者（敬称略・五十音順）

氏名	現職等	主な担当講義	講義期間
大西 隆	日本学術会議会長 前東京大学教授	公共政策論（まちづくり）	昭和63年度～
大森 彌	東京大学名誉教授	行政学	昭和61年度～
小関 勇	日本大学教授	地方自治監査概論等	昭和59年度～
小平 裕	成城大学教授	経済学	平成2年度～
塩野 宏	東京大学名誉教授	行政法	平成4年度～
神野 直彦	東京大学名誉教授 地方財政審議会会長	地方財政展望等	平成16年度～
童門 冬二	作家	リーダーシップ論	昭和62年度～
中邨 章	明治大学名誉教授	比較地方自治論	平成2年度～
西尾 勝	後藤・安田記念東京都市研究所理事長 第30次地方制度調査会会長	地方分権改革等	平成17年度～
宮嶋 勝	東京工業大学名誉教授	公共政策の基礎理論	昭和56年度～
山口 成樹	中央大学法科大学院教授	民法	平成9年度～

第7節 自治大学校創立70周年記念行事

自治大学校は、令和5年10月をもって70周年を迎えた。また、立川校舎に移転してからも20年が経過したことから、これを記念し、次のような記念行事を執り行った。

- (1) 記念式典の実施
- (2) 記念講演会の開催
- (3) 「自治大学校70年の歩み」の作成
- (4) 校友だより記念特集号の編集

このうち、記念式典、記念講演会の概要については、次のとおりである。

自治大学校創立70周年記念式典及び記念講演会

令和5年11月17日（金）に、東京都港区のニッショーホールにおいて、記念式典、記念講演の記念行事を開催した。これは、毎年自治大学校校友会が実施している校友会総会等の行事と共催の形により実施したものである。これにより、来賓として総務省幹部、歴代事務次官、歴代自治大学校長、地方六団体代表者など、招待者として各都道府県人事担当課・研修担当課、さらには、校友会長、役員、自治大学校前年度卒業生などを合わせ出席者は約400名となった。

記念式典では、宮地俊明自治大学校長の式辞のあと、鈴木淳司総務大臣から挨拶をいただき、引き続き、日頃大変お世話になっている研修講師の方9名（うち当日出席者は7名）に対し、総務大臣感謝状を贈呈していただいた。また、来賓として全国知事会の平井伸治副会長（鳥取県知事）より祝辞を頂いた。

記念講演では、東京大学名誉教授の神野直彦先生から「『危機の時代』と地方分権改革」と題し、ご講演いただいた。先生から、我が国の地方分権改革のスタートとなった平成5年の「地方分権の推進に関する決議（衆参両院）」においても、成長優先の政策から生活重視の政策への転換を目指すことが述べられており、地域社会から自然環境と社会環境をもう一度つくり直すためには、これまでの地方分権改革の成果を基盤にして、地域社会の英知を結集し、人間が人間として生きることのできる社会を目指さなければならないとのご示唆をいただき、皆、真剣なまなざしで先生の講演に耳を傾けていた。

総務大臣感謝状受賞者（敬称略・五十音順）

氏名	現職	主な担当講義	講義期間
遠藤研一郎	中央大学法学部長	民法	平成25年度～
大杉 覚	東京都立大学法学部教授	公共政策論	平成12年度～
北村 喜宣	上智大学法学部教授	政策法務	平成12年度～
渋谷 秀樹	立教大学名誉教授	憲法	平成16年度～
神野 直彦	東京大学名誉教授	財政学	平成16年度～
辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授	自治体行政学	平成12年度～
中邨 章	明治大学名誉教授	比較地方自治論	平成 2年度～
柳田 清治	横浜商科大学名誉教授	商業簿記、監査論	平成 3年度～
山崎 雅教	大東文化大学経営学部経営学科教授	会計学	平成15年度～